

グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会
平成28年度第1回分野別研究会（テーマ：海外への輸出・投資に関する規制緩和）

分野別研究会 中南米

「第2回日伯農業・食料対話」 日本企業からの意見・要望



平成28年6月22日

中央開発株式会社

第2回日伯農業・食料対話

1. 日時：2016年2月29日、3月1日
(3/1は現地視察)
2. 場所：ブラジル国トカンチンス州パルマス
市内
3. 出席者：

(日本側)

- ・農林水産省
- ・経済産業省
- ・在ブラジル日本国大使館
- ・在サンパウロ日本国総領事館
- ・民間企業等

(ブラジル側)

- ・農務省
- ・予算企画省
- ・連邦国税庁
- ・大統領府港湾局
- ・マトピバ地域4州政府関係
- ・民間企業

合計163名

(午前中ブラジル側聴講者参加 合計約
500名)



1日目のプログラム

第1部：穀物輸送インフラ改善・マトピバ地域農業開発等

【マトピバ：世界最大の農業フロンティアの展望とビジネスチャンス】

【ブラジルにおける穀物輸送フラ及び農業開発に関する日本企業の投資・進出状況及びブラジル政府への期待・要望事項】

【ブラジルの穀物・油糧種子市場とノバアグリの概要】

【マトピバ地域における穀物輸送インフラの改善・整備促進に向けた提言 - 海外投資家に対するインフラ投資環境の改善“外貨規制の緩和” - 】

【ブラジルへの投資環境の改善・整備 - 世界に冠たる農業大国としての更なる発展に向けて - 】

第2部：ブラジルへの投資環境の改善・整備等

1．講演

【ブラジルの農業ビジネスにおける外国の投資実現のための環境】

【ブラジル国立気象研究所（INMET）の活動の紹介】

2．テーマ別討議

（1）輸送インフラ網の整備、マトピバ地域の開発

（2）**関税・税制への要望**

（3）インフラプロジェクトへの日本の融資メカニズム

（4）ブラジル官民セクターとの日本側の協力メカニズム

（5）**通関手続きへの要望**

（6）日本側のその他の関心事項、日伯両国で取り組む事項

【ブラジルにおける日本食普及とブラジル農業・食品産業のビジネスチャンス】

【日本・ブラジル間の鶏肉・牛肉輸出入に関する提言】

【残留農薬問題～安全な食品の安定供給に向けた両国間の取り組み～】

日本企業から寄せられたブラジルへの課題・要望(1)

1．外貨規制の緩和

ブラジルのインフラ投資は現地通貨建てが前提条件。投資・融資機関が長期になるほど為替リスクが高くなり、海外投資家の参入を困難にしている。

2．州税ICMS（商品流通サービス税）

複数州に渡って亘って資材を物流させた際に生じる税金のために、ブラジル産農産物を2次加工（選別・乾燥・放射線処理など）するたびに課税が上乗せされて、コストの合わない原料になる。このため、例えば玉ねぎやニンジンなど、良質なブラジル産原料があるにも関わらず、ブラジル国内サプライヤーは加工された原料をインドや中国からの輸入に頼っている。

ブラジルの税は、国の税である連邦税、州税、市税の3種類に分けられる

日本企業から寄せられたブラジルへの課題・要望(2)

1 . 関税・税制

- ・ 食品全般に対して輸入関税が高過ぎる
- ・ 州税が複雑で税務担当者毎に要求する書類や税率計算根拠等が異なり、伯国全土への拡売に対して障害となっている
- ・ 代行納税 (Substituição Tributária) 制度の廃止

2 . 通関手続き

- ・ 輸入品に関して、税関のストライキやANVISA検査の滞り等によりリードタイム (調達期間) が読みづらく、欠品や在庫の賞味期限切れリスクを常に抱えている
- ・ RECEITA、ANVISA審査に時間が掛かり過ぎる
- ・ 湾岸費用が他国と比べて異常に高い
- ・ FISCAL (検査官) によって通関時の判断が異なり統一性がない
- ・ 必要書類が煩雑過ぎるため、その簡素化ができないか

【添付資料】ブラジルの税制

連邦税である輸入税（II）、所得税（IR）、工業製品税（IPI）、金融取引税（IOF）、小切手税（CPMF）などのほか、州税の商品流通サービス税（ICMS）、市税のサービス税（ISS）などがある。このほか各種社会負担金が存在し、ブラジルの税金体系は非常に複雑である。

（連邦税）

1. 所得税（IR）実質所得にかけられ、税率は15%、27.5%。
2. 法人税（IRPJ）課税対象利益が月額2万レアル（年額24万レアル）以下の場合は15%。それを超える額の場合は25%になる。
3. 工業製品税（IPI）輸入工業製品の通関、製造施設および製造施設とみなされる場所からの工業製品の搬出に対し課税。IPI税率表による。
4. 輸入税（II）
5. 輸出税（IE）ある産品が国内で供給不足が起きたときに課税。
6. 農地所有税（ITR）市街地外にある不動産の所有者に対して課税。
7. 金融取引税（IOF）金融機関・保険会社によって行われた信用取引、為替取引などにかかる。同じ企業グループまたはほかの企業間、法人と自然人間で締結された貸付金契約に対しても課税される。

（州税）

1. 商品流通サービス税（ICMS）は一種の付加価値税のようなもので、各州により徴収され、商品の流通や通信、運輸サービスなどにも適用。サンパウロの場合18～25%。
2. 自動車保有税（IPVA）

（市税）

1. 都市不動産所有税（IPTU）不動産の時価に対し算定。
2. 生存者間不動産譲渡税（ITBI）生存者間の不動産の譲渡ならびに不動産に対する権利の譲渡に対して累進的に課税される。
3. サービス税（ISS）役務提供を行う法人や個人の受取対価に対して課される。

（社会負担金）

社会負担金は国民の健康や年金および弱者救済を目的として徴収するもので、[1]雇用主、[2]労働者、[3]公共団体の行う宝くじなどの負担者によって財源が確保される。負担額の計算が法人の売上高や利益に対してなされるほか、徴収は連邦国税庁によって行われるため、税金に準じたものとして捉えられている（なお、税金、負担金のほか公共料金も憲法に租税の一種として規定されている）。

- a. 社会保険融資負担（COFINS）2004年2月より全てのサービスや商品の総売上を対象に3%または7.6%を課税。
- b. 社会統合計画（PIS）1.65%（2004年1月現在）。
- c. 公務員厚生年金（PASEP）
- d. 暫定金融取引負担（CPMF）現金および小切手の振り出し、資金運用など当座預金からの引出金額に対し一定の割合で課される。
- e. 社会寄付金（CSLL）国内に住所を有する全ての法人と法人格の扱いを受ける者に負担義務。負担金標準額は、法人税引前利益にいくつかの加算項目、減算項目について調整を行った金額となる。税率は2004年1月現在9%。

（その他の主な負担金）

1. 社会福祉院（INSS）への負担金
2. 勤続年数補償基金（FGTS）